



# 公益法人だより

- VOL.11 -

平成27年1月30日 発行 鹿児島県学事法制課

(県ホームページアドレス)

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/koekihojin/index.html>

新公益法人制度が平成20年12月1日に施行され、平成25年11月末までの5年間にわたる移行期間が満了して1年余りが経過しました。

特例民法法人から公益法人又は一般法人に移行した法人の皆様や、新たに一般法人を設立後に公益認定を受けた法人の皆様におかれましては、法人の目的に沿って、各事業に日々精力的に取り組まれていることと思います。

今号の内容も、皆様の法人運営にぜひお役立てください。

## 1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況(H26.4~H27.1)

(1) 開催回数 2回 (第73回 (H26.7.24), 第74回 (H26.12.25))

(2) 答申件数 4件 (4法人)

公益認定	1件	一般法人の公益認定
変更認定	2件	公益目的事業の廃止及び開始1件 公益目的事業の追加1件
変更認可	1件	公益目的支出計画の期間延長

※開催結果を県ホームページに掲載しています。

会議資料や答申書等は、「公益法人インフォメーション」に掲載しています。

## 2 本県所管法人の状況

(H27.1.30現在)

	公益法人数	一般法人数 ※
社 団	116	53
財 団	76	46
合 計	192	99

※ 公益目的支出計画を実施中の法人

<参考> 全国の状況

(H26.12.31現在)

		公益法人数	一般法人数 ※
内閣府	社 団	775	1,080
	財 団	1,562	941
都道府県	社 団	3,300	5,318
	財 団	3,643	3,166
合 計		9,280	10,505

(内閣府「公益認定等委員会だより第38号」より)

### 3 立入検査の実施について

鹿児島県公益認定等審議会では、平成24年3月22日に「鹿児島県公益法人等立入検査実施要領」を決定して、立入検査を実施しています。

今回は、立入検査について、その観点や時期、内容などについて紹介します。

#### (1) 公益法人の立入検査

公益法人の立入検査は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、法令で定められた遵守すべき事項に関して、事業の実施状況、財産の管理状況等の実態を確認するという観点から行います。

移行認定又は公益認定後の最初の立入検査は、認定後1～2年以内に、第2回目以降は、原則として直近の立入検査から3年以内に実施することとしています。検査対象法人へは、検査実施予定日の概ね1箇月前に、所管課から実施通知を行います。

実際の検査においては、公益認定等審査の際に経過を注意することとされた点、定期提出書類や変更届出書、その他の情報等を活用し、法人の事務所等で確認すべき事項を中心に検査を行います。検査の際には、法人運営全般について、運営に責任を持つ方から直接お話を聞かせていただくことなどから、少なくとも法人の理事1人及び職員1人に立ち会っていただくことにしています。

#### (2) 一般法人の立入検査

一般法人（公益目的支出計画を実施中の法人）の立入検査は、定期的なものではなく、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由がある場合に実施するものです。

具体的には、「正当な理由なく公益目的支出計画に従った支出を行わない」、「各事業年度の支出が公益目的支出計画に定めた支出に比べて著しく少ない」、あるいは「公益目的財産残額と比較して貸借対照表の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更認可を受けずに将来の公益目的支出計画の実施に支障が生じるおそれがある」場合です。



#### ★ 立入検査実施要領「別表」を御活用ください！

新制度においては、法令により、公益法人及び一般法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められ、法人自治が大前提となっています。

上記の立入検査実施要領では、(1)、(2)に示した内容のほか、法人運営において留意すべき事項を「別表」として示しています。

この要領は、県ホームページで公開していますので、法人の皆様におかれましては、日頃の法人運営や内部監査におけるチェックリストとして活用いただくなど、適正な法人運営にお役立てください。

## 4 情報コーナー

### (1) 改善が必要な対応はありませんか？

公益法人は、行政庁に対して定期提出書類（事業計画書等、事業報告等）を提出したり、鹿児島県公益認定等審議会が行う立入検査を受けています。

今回は、提出書類や立入検査においてみられた、不注意による不備などの事例のうち、法人運営面に係るものを紹介しますので、今後の業務の参考にしてください。

#### <法人運営面>

事 例	法令で求められている対応	根拠法令等	ポイント
事業計画書又は事業報告に、認定を受けた公益目的事業以外の事業を公益目的事業として実施する（した）ことが記載されていた。	公益目的事業の種類又は内容を変更する場合は、変更認定を受けるか、変更届出を行う必要があります。 (新規開始、廃止も含む。)	認定法§11, 13, FAQXI-1-①	新規の公益目的事業を実施する場合は、必ず事前に変更手続の可否について所管課に相談してください。(収益事業等の場合も同様です。)
総会（評議員会）の招集通知の際に計算書類等が提供されていない。	招集通知に際し、理事会承認を受けた貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告、監査報告、財産目録等を社員（評議員）に提供しなければなりません。	法人法§125, 認定法施行規則§33	社員・評議員が審議事項をあらかじめ検討し、議決権行使に係る判断材料とするために提供が義務付けられています。
決算理事会の1週間後に定時社員総会（定時評議員会）を開催している。	計算書類及び事業報告等を承認するための、理事会の開催日と定時社員総会（定時評議員会）の開催日との間を中14日間以上空ける必要があります。	法人法§124, 126, 129, 199 等	この14日間は、社員・評議員が、計算書類及び事業報告等の内容を社員総会・評議員会の前に確認するための期間です。
監事が理事会に出席していない。	監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければなりません。 (理事と同様、監事にも招集通知を発出しなければなりません。)	法人法§101, 94, FAQ II -7-③	監事は理事の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、理事の監督や監査が不十分になると、監事は職務上の義務違反を問われることがあります。
代表理事及び業務執行理事が、自己の職務の執行の状況を理事会に報告していない。	3箇月に1回以上（定款で「事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上」と定めることも可能）、理事会を開催し、報告しなければなりません。	法人法§91②, 定款	理事会による理事の職務執行の監督機能を十分に発揮させるために、各理事が必要な情報を得るための制度です。
「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の機関決定を行っていない。	事業計画書、収支予算書とともに当該書類についても定款の規定に沿って必ず機関決定を行う。	認定法§21④, 認定法施行規則§27, 37, 定款	機関決定を行い、議事録に記載することが必要です。(議事録への記載漏れがよく見られます。)

**(2) 事業内容を変更するときは、行政庁への事前手続が必要な場合があります！**

以下の場合、認定法又は整備法で、変更する前に行政庁の認定（又は認可）を受けるよう定められています。

変更認定又は変更認可に当たっては、公益認定基準等への適合性を審査の上、審議会の答申を受ける必要があり、一定の期間を要します。

「事前の変更認定（又は変更認可）」と「事後の変更届」のどちらに該当するか判断に迷う場合は、できるだけ早期に行政庁の所管課にお問合せください。

	変更手続が必要な場合	主な留意点
公益法人の 「変更認定」	・公益目的事業の種類を変更する場合	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業を始める計画があるか。
	・公益目的事業又は収益事業等の内容を変更する場合（新規開始、廃止も含む。） ※「軽微な変更」に該当 → 変更届出	<input checked="" type="checkbox"/> その新規事業は、定款、公益認定（又は移行認定、移行認可）申請書に明記されているか。
一般法人の 「変更認可」 (公益目的支出計画を実施している法人)	・実施事業等の内容を変更する場合（新規開始、廃止も含む。）	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止する事業がないか。
	・公益目的支出計画の完了予定年月日を変更（延長）する場合	<input checked="" type="checkbox"/> 計画最終年度終了時に公益目的財産額が残る見込みはないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 予定どおり完了しないことが明らかになった時点で、速やかな変更申請が必要。

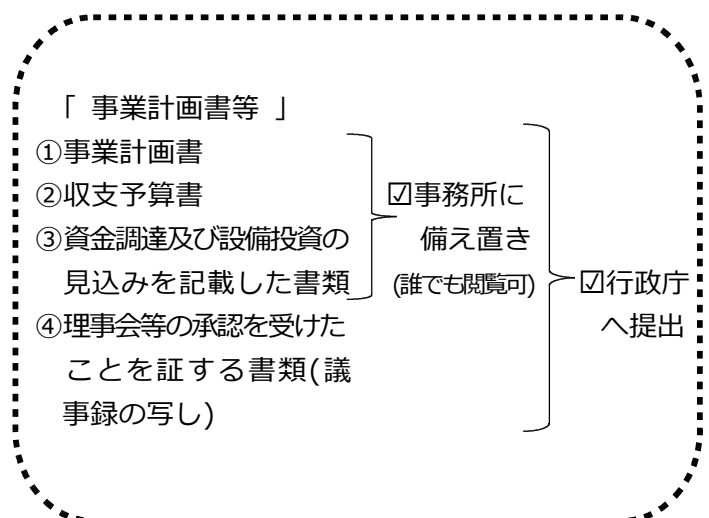
なお、内閣府FAQ【問XI-1-①(変更の認定と変更の届出)、問XI-1-②(変更の認可と変更の届出)】や「公益法人だよりVOL.8」の2～4ページに詳しい説明が記載されていますので、併せて確認してください。

**(3) 「事業計画書等」の提出は、「事業年度開始前」です！**

公益法人は、事業計画書等を毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、事務所に備え置く必要があります。

多くの法人においては4月から事業年度が始まりますが、その場合は3月31日が行政庁への提出期限となりますので、期限を超過しないよう御注意ください。

（「公益法人だよりVOL.7」の2～3ページもご覧ください。）



## 5 公益法人だよりバックナンバー

これまでに発行した「公益法人だより」においては、以下の内容を主とした法人運営に役立つ情報を掲載していますので、業務の参考にしてください。

- ・ VOL. 1 公益法人インフォメーションの紹介
- ・ VOL. 2 移行認定申請までの事務の流れ
- ・ VOL. 3 定款の変更の案と認定基準
- ・ VOL. 4 移行申請スケジュール
- ・ VOL. 5 一般法人への移行
- ・ VOL. 6 移行認定申請書作成上の注意点
- ・ VOL. 7 公益法人・一般法人の定期提出書類の要点
- ・ VOL. 8 公益法人の変更認定・変更届出  
一般法人の変更認可・変更届出
- ・ VOL. 9 移行後の法人における主な業務
- ・ VOL. 10 公益法人の事業報告等の作成上の注意点

※バックナンバーは県ホームページに掲載しています。